芦屋町ボランティアマッチング実施要項

【目的】

ボランティア活動に興味・関心がある団体、組織等(したい人)とボランティアを必要としている個人、団体、組織等(ほしい人)を登録して、双方に情報提供を行いながら仲介・調整などを行い、活動と人をつないで、地域で活躍する人材を発掘・育成し、地域の活性化につなげる。

【ボランティア登録申請(したいひと)】

(1) 対象

公益性の高いボランティア活動に参加することに興味・関心のある個人や団体、組織。 ※ただし、下記のいずれにも該当しないこととする。

- ・18 歳未満の人。
- ・営利、政治または宗教に関わる活動を目的とする個人や団体、組織。 (企業の社会貢献活動は除く)
- (2) 登録方法

「ボランティア登録申請書(個人)【したいひと用】(様式1)」または「ボランティア登録申請書(団体・組織)【したいひと用】(様式2)」を芦屋町ボランティア活動センターに提出する。

(3) 登録費用

無料

(4) 登録の有効期限

登録の日から3年目の年度末(3月31日)までとする。登録更新は、以降4月1日を 基準日として3年毎に行う。

(5) 登録の変更・取り消しについて

登録内容に変更があったときや登録の取り消しを希望するときは、「ボランティア変更 (取消)申請書(個人)【したいひと用】(様式5)」または「ボランティア変更(取消)申請書(団体・組織)【したいひと用】(様式6)」をボランティア活動センターに提出する。

(6) 登録の取り消しについて

申請者が下記のいずれかに該当するときは、登録を取り消す。

- ・申請者から「ボランティア取消申請書」の提出があったとき。
- ・解散等により活動を行わなくなったとき。
- ・その他ボランティア活動センター長が、登録が不適切であると判断したとき。

【ボランティア募集申請 (ほしいひと用)】

(1) 対象

公益性の高いボランティア活動による協力を希望する町内に住所または拠点を置く 団体、組織。

(2) 登録方法

「ボランティア募集申請書【ほしいひと用】(様式3)」を芦屋町ボランティア活動センターに提出する。

(3) 登録費用

無料

(4) 報告について

「ボランティアマッチング利用報告書(様式4)」を活動終了後1カ月以内にボランティア活動センターに提出する。

(5) 登録の変更・取り消しについて

登録内容に変更があったときや登録の取り消しを希望するときは、「ボランティア変更 (取消)申請書【ほしいひと用】(様式7)」をボランティア活動センターに提出する。

(6) 登録の取り消しについて

申請者が下記のいずれかに該当するときは、登録を取り消す。

- ・申請者から「ボランティア取消申込書」の提出があったとき。
- ・解散等により活動を行わなくなったとき。
- ・その他ボランティア活動センター長が、登録が不適切であると判断したとき。

【ボランティア活動センターの運用】

- (1) ボランティア活動をしたい人に対する運用
 - ① 申請書の受付、審査

「ボランティア登録申請書(個人)【したいひと用】(様式1)」または「ボランティア登録申請書(団体・組織)【したいひと用】(様式2)」の提出があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定する。

② 通知書の送付

審査後、登録の可否についての通知書を申請者に郵送で通知する。

- ③ 申し込み受付、募集先の連絡先を紹介する ボランティア参加希望の問い合わせがあった場合、申込者に募集先の連絡先を紹介 する。その後は、双方で活動日時や内容等を調整して活動を実施する。
- ④ アンケートの受理(任意)

ボランティア活動実施後にアンケートを受け取り、今後のボランティアマッチング の満足度向上が図れるように取り組みを進める。なお、アンケートの提出は1か月 以内とする。(任意)

- (2) ボランティア活動をしてほしい人に対する運用
 - ① 申請書の受付、審査

「ボランティア募集申請書【ほしいひと用】(様式3)」の提出があったときは、その 内容を審査し、登録の可否を決定する。

② 通知書の送付 審査後、登録の可否についての通知書を申請者に郵送で通知する。

- ③ ボランティア情報の公開 ボランティア情報を町ホームページで公開する。また、ボランティア活動センター に、ボランティア募集情報を掲示する。
- ④ 問い合わせがあった旨を連絡する ボランティア参加希望の問い合わせがあった場合、その旨を担当者に連絡する。そ の後は、双方で活動日時や内容等を調整して活動を実施する。
- ⑤ 報告書の受理

ボランティア活動実施後に「ボランティア利用報告書(様式4)」を受け取り、今後のボランティアマッチングの満足度向上が図れるように取り組みを進める。なお、提出は、1か月以内とする。